

上 告 状

アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市

上告人（控訴人） ローレンス・レペタ

上告人訴訟代理人の表示

別紙上告人訴訟代理人目録のとおり

①一〇〇 東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被上告人（被控訴人） 国

右代表者法務大臣 林 田 悠 紀 夫

右当事者間の東京高等裁判所昭和六二年（ネ）第三九六号メモ採取不許可国家賠償請求控訴事件について、昭和六二年一月二十五日言渡された判決は全部不服であるから上告を提起する。

原 判 決 の 表 示

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上 告 の 理 由

おって上告理由書を提出する。

附 属 書 類

一 訴訟委任状

一通

昭和六三年一月 日

上告人訴訟代理人

弁護士 秋山 幹男

同 鈴木 五十三

同 喜田村 洋一

同 三宅 弘

同 山岸 和彦

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人目録

㊦一〇五

東京都港区虎ノ門三丁目三番三号
虎ノ門南ビル六階

電話 (四三一) 八三九一

弁護士 秋山 幹男

㊦一〇二

東京都千代田区平河町一丁目九番三号
京商ビル五階

電話 (二六二) 九九八一

同 鈴木 五十三

右同所

同 喜田村 洋一

㊦一六〇

東京都新宿区荒木町四番四号
森初ビル四階

電話 (三四一) 五二七一

同 三宅 弘

㊦一〇四

東京都中央区銀座三丁目一〇番一九号
美術家会館二階

電話 (五四二) 三七六七

同 山岸 和彦

(なお、事務上の連絡は、右秋山幹男宛とされたい。)



訴訟委任状

弁護士会所属

住所

電話

私は弁護士

年 月 日 鈴木五十三 年 月 日 喜田村洋一 年 月 日 山岸和彦

氏を

訴訟代理人と定め左の事項を委任します

一、東京高裁昭和六年(カ)三九六号事件。判決らついでに被告を

申立て、上告人代理人として一切の行為をなすこと

- 一、和解、調停、請求の抛棄、認諾、復代理人の選任、参加による脱退
- 一、反訴控訴上告又は其の取下及び訴の取下
- 一、弁済の受領に関する一切の件
- 一、代理供託並に還付利息取戻申請受領一切の件

右訴訟代理委任状に捺印します

昭和 年 月 日

住所

氏名

SEATTLE, WA. 98102 USA
12-17K VNY
LAURENCE REPETA